

## 「在職老齢年金」の基礎知識

### ●「在職老齢年金」とは

60歳以降も働いていて、老齢厚生年金を受給しながら、かつ厚生年金保険に加入している場合、その受給する年金のことを「在職老齢年金」といいます。

### ●60歳以降も働き続ける

今までは60歳で退職して、60歳から受け取れる特別支給の老齢厚生年金を受け取り、セカンドライフを送るというスタイルが一般的でしたが、特別支給の老齢厚生年金が段階的に廃止され、老齢年金が65歳になるまで受け取れなくなる今後は、「60歳退職」から「65歳退職」というスタイルが当たり前の時代が変わろうとしています。

高年齢者雇用安定法の改正により、60歳定年制を定めている会社は、定年を延長するか、または継続雇用制度を導入するか、どちらかを選択しなければならなくなりました。

この制度は、一定の年齢までの雇用は義務付けられているものの、60歳までの条件のまま雇用しなければならないことまでは求められていません。ですから、嘱託などの形態での再雇用が多いのが現状です。当然、給料は60歳までと比べて大きく落ち込んでしまいます。給料が半分になることも不思議ではありません。

#### 【参考】高年齢者雇用安定法について

高年齢者雇用安定法では、60歳定年から段階的に65歳定年制へ移行することを前提としたものとなっています。現在は、60歳定年制であっても労働者が希望した場合、段階的に65歳まで雇用しなければならないことになっています。

具体的には、65歳定年制あるいは65歳までの継続雇用制度を導入しなければなりません。

ただ、現在は移行時期になっていて、継続して雇用する義務がある年齢は、

平成22年4月～平成25年3月まで 64歳

平成25年4月以降 65歳

となっています。

### ●60歳以降の収入

会社が高齢者雇用を考える上で欠かせないポイントに、給料をどうするか、という点があります。

60歳以降も働き続ける場合、一定の条件を満たせば、厚生年金保険の被保険者であるため老齢厚生年金(＝在職老齢年金)が受給できますし、雇用保険からは高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

60歳以降の収入は、「給料」「在職老齢年金」「高年齢雇用継続基本給付金」の3つとなります。

そして、「在職老齢年金」と「高年齢雇用継続基本給付金」は、給料の額によって支給額が調整されます。

高齢者雇用にあたっては、この3つのバランスをどのようにとるかによって、本人の手取り額はもちろん、会社の負担額も大きく変わってきます。

## ●支給調整のしくみ

高年齢雇用安定法が定年の延長または継続雇用制度の導入の義務化で指定している平成 18 年 4 月 1 日以降に 60 歳に達する人は、昭和 21 年 4 月 1 日以降生まれにあたります。

この世代の老齢厚生年金支給開始年齢は男女とも 60 歳からです。老齢厚生年金の報酬比例部分(部分年金とも言われます)の支給が始まります。

老齢厚生年金は在職中に支給を受けると、給料(賞与も含む)の額によって支給調整が行なわれます。場合によっては全額支給停止となることもあります。

### 【参考】60 歳代前半と 60 歳代後半、70 歳以上の支給停止について

60 歳代前半(60 歳から 65 歳になるまでの間)と 60 歳代後半(65 歳から 70 歳になるまでの間)で在職老齢年金の支給停止方法は異なります。

また、厚生年金保険の適用事業所に勤務する 70 歳以上の方(昭和 12 年 4 月 2 日以後生まれの方に限る)も、60 歳代後半の方と同様に、給料と年金月額の合計額に応じて支給調整が行われます。

60 歳代前半は、給料と年金の合計が月額 28 万円を超えると老齢厚生年金の一部支給停止が始まります。この 28 万円というラインは「支給停止調整開始額」と呼ばれ、毎年見直しされることになっています。

### ◆60 歳代前半 28 万円(支給停止調整開始額)

			支給停止月額		
給料と 年金月額の 合計額が 28 万円超	年 金 月 額	28 万円 以下	給	47 万円以下	$(\text{給料} + \text{年金月額} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2$
			料	47 万円超	$(47 \text{ 万円} + \text{年金月額} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 + (\text{給料} - 47 \text{ 万円})$
		28 万円超	給	47 万円以下	$\text{年金月額} - (\text{給料} \times 1/2)$
			料	47 万円超	$(47 \text{ 万円} \times 1/2) + (\text{給料} - 47 \text{ 万円})$

給料と年金の合計額が 28 万円以下であれば、年金の支給停止はなく、全額支給されます。

○年齢 61 歳      ○給料 47 万円以下      ○年金月額 28 万円以下

の場合は、

$$(\text{給料} + \text{年金月額} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2$$

の計算式で導き出された額がカットされることになります。

例えば、給料 22 万円、年金月額 10 万円 の場合は、

$$(22 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 = \underline{2 \text{ 万円}}$$

年金が月額 2 万円カットされることになり、10 万円 - 2 万円 = 8 万円の年金が支給されることになります。

給料・年金月額とは正確には下記のとおりになります。

○給料・・・総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 と その月以前 1 年間の標準賞与額の合計を 12 で割った額の  
合計額

○年金月額・・・基本月額 = 老齢厚生年金の額(加給年金を除く)の 1/12

#### ◇雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金

この制度は、60 歳到達時の給料に比較して相当程度低くなった給料で 60 歳以降も継続雇用されている人に対し、最長で 60 歳の月から 65 歳到達月までの間、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付制度を活用することで、給料が減少しても雇用の継続を援助、促進するという目的で導入されました。

#### 支給要件

1. 60 歳以後も、雇用保険の被保険者として雇用されていること
2. 雇用保険の被保険者期間が 5 年以上あること
3. 賃金が 60 歳時と比べ 75%未満まで低下したこと
4. 賃金は 327,486 円未満であること(平成 22 年 8 月)

#### 支給額

- 賃金が 60 歳時と比べ、61%未満まで低下すると、その下がった賃金の 15%が支給される
- 賃金の低下が 61%以上 75%未満の場合は、15%から一定の割合で低下した率で支給される
- 賃金の低下が 75%以上の場合は支給されない

例えば、給料 48 万円 → 24 万円(低下率 61%未満) に低下した場合は、

$$24 \text{ 万円} \times 15\% = \underline{36,000 \text{ 円}}$$

が、毎月支給されることになります。

#### ◇在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の調整

60 歳以降、一定額以上に賃金が下がると、雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

ただし、在職老齢年金をもらっている場合には、高年齢雇用継続基本給付金の金額に応じてその一部がさらに支給調整されることになっています。

15%の高年齢雇用継続基本給付金をもらったときにカット率が最大となり、標準報酬月額の 6%の在職老齢年金がカットされることになります。15%よりも少ない給付金の時は、それに応じた少ない額がカットとなるしくみです(在職老齢年金とは別の話です)。

例えば、給料 48 万円 → 24 万円(低下率 61%未満) に低下した場合は、

$$\text{給与(標準報酬月額)} \times 6\%$$

$$24 \text{ 万円} \times 6\% = \underline{14,400 \text{ 円}}$$

の在職老齢年金が支給停止となります。

つまり、賃金が低下すればするほど、高年齢雇用継続基本給付金はより多く支給されます(15%が上限)。そして、在職老齢年金はより多くカットされます(最大で6%のカット)。

賃金の低下がそれほど激しくなければ、高年齢雇用継続基本給付金は少なくなるが、逆に在職老齢年金がカットされる割合は小さくなり、より多くの年金が受け取れる、という仕組みになります。

このようにして調整された老齢厚生年金は、在職老齢年金の規定により、さらに支給調整されます。

<例>

今年 60 歳の定年を迎えるAさん 定年後も同じ会社で再雇用される  
○給与 月 40 万円→24 万円 ○老齢厚生年金 年額 120 万円  
(標準報酬月額 24 万円) (基本月額 10 万円)

$$(24 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 = \underline{3 \text{ 万円}}$$

がカットされることとなります。

$$\text{年金額は } 10 \text{ 万円} - 3 \text{ 万円} = 7 \text{ 万円}$$

60 歳以後の給料が 60 歳までの給与に比べ 75%未満にダウンしているので、高年齢雇用継続基本給付金で、

$$24 \text{ 万円} \times 15\% = \underline{36,000 \text{ 円}}$$

が支給されることとなります。

さらに、給料の 15%が高年齢雇用継続基本給付金として支給されているので、標準報酬月額の 6%に相当する額がカットされることになるので、

$$24 \text{ 万円} \times 6\% = \underline{14,400 \text{ 円}}$$

$$\text{年金額は } 10 \text{ 万円} - 3 \text{ 万円} - 14,400 \text{ 円} = \underline{55,600 \text{ 円}} \text{ となります。}$$

給 与	240,000 円
年 金	55,600 円
雇用保険	36,000 円
合 計	331,600 円